

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第三十一条の十第一項中「あつては」を「において」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第三十三条第一項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号イ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ウの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号イ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ウ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第三十六条の八中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等」に、「(同法その他」を「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等を含む。）」並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。」及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他」に、「を除く」を「以外のものをいう」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第五条中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）」又は証券投資信託」に改め、同条第一号中「剰余金の分配」の下に「、金銭の分配」を加える。

附則第七条の三の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分

の〇・九」に、「百分の四・六」を、「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第八条の五を次のように改める。

第八条の五 削除

附則第十四条第二項及び第十四条の二第二項中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年三月奈良県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第六条中「及び第四号施行日」を「（平成二十七年十月一日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに第四号施行日」に改め、「行った課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中奈良県税条例の一部を改正する条例附則第一条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中奈良県税条例第三十六条の八の改正規定及び第二条中奈良県税条例の一部を改正する条例附則第六条の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十七年十月一日

- 三 第一条中奈良県税条例第二十三条の改正規定、同条例第三十一条の十の改正規定及び同条例附則第五条の改正規定並びに次条の規定 平成二十八年一月一日

- 四 第一条中奈良県税条例第三十三条の改正規定、同条例附則第七条の三の二の改正規定、同条例附則第八条の五の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 平成

二十八年四月一日

五 第一条中奈良県税条例附則第十四条及び第十四条の二の改正規定 平成二十九年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条の十第一項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、新条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた新条例第三十三条第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該

金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）第七十二条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、二十八年新法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は二十八年新法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第一条の規定による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）第三十三条第一項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第一項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新条例第三十三条第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額と

し、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた新条例第三十三条第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第三項第一号ウに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

第四条 新条例第三十六条の八の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第八条の五に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻た

ばこ三級品」という。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第三十八条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、新条例第三十八条の四の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

3 平成二十八年四月一日前に旧条例第三十八条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第三

三十八条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

4 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうちたばこ税の課税標準となるものの本数

二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による

たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

5 第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

6 第四項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

7 第三項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中たばこ税に関する部分（新条例第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の六及び第三十八条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第三十八条の七の二第一項の規定中「第三十八条の六」とあるのは「奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年七月奈良県条例第四号）附則第五条第四項」と、「同条に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成二十八年五月二日」とする。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第三項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、二十八年新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

9 平成二十九年四月一日前に新条例第三十八条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年新法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、こ

これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 第四項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項		第四項第二号		第五項		第六項	第七項	
前項に	平成二十八年五月二日	前項	第三項	附則第二十条第四項	附則第五十二条第二項	平成二十八年九月三十日	第三項	同項
第九項に	平成二十九年五月一日	第九項	第九項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項	平成二十九年十月二日	第九項	同項及び第四項

第八項	附則第五条第四項	
	平成二十八年五月二日	
、第三項	附則第五条第十項において準用する同条第四項	
	平成二十九年五月一日	
、第九項		

11 平成三十年四月一日前に新条例第三十八条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

12 第四項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第四項第二号	平成二十八年五月二日	前項に
			第十一項に
第五項	第三項	前項	第十一項

第八項	第七項				第六項		
					平成二十八年九月三十日	附則第五十二条第二項	附則第二十条第四項
、第三項	平成二十八年五月二日	附則第五条第四項	同項	第三項	平成三十年十月一日	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
	平成三十年五月一日	附則第五条第十二項において準用する同条第四項	同項及び第四項	第十一項			

平成三十一年四月一日前に新条例第三十八条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の

課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項		第四項第二号		第五項			第六項		第七項		
前項に	平成二十八年五月二日	前項	第三項	附則第二十条第四項	附則第五十二条第二項	平成二十八年九月三十日	第三項	同項	附則第五条第四項	平成二十八年五月二日	
第十三項に	平成三十一年四月三十日	第十三項	第十三項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項	平成三十一年九月三十日	第十三項	同項及び第四項	附則第五条第十四項において準用する同条第四項	平成三十一年四月三十日	

第八項	
、第三項	
、第十三項	